



令和4年 1月18日

高浜市議会議長
柳 沢 英 希 様

高浜市議会議員政治倫理審査会
委員長 北 川 広 人



審査結果報告書

令和3年9月28日付けで提出された高浜市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づく審査請求について、次のとおり審査の結果を報告します。

記

1. 審査の対象となる議員の氏名

倉田 利奈

2. 政治倫理基準に違反する疑いがあるとして審査請求を受けた事項

(1) 該当条項

高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号

市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと

(2) 内 容

- ①フレンド公園で練習する陸上クラブの小学生を執拗に監視し、写真を撮影するなど、子ども達を精神的に貶めた。
- ②フレンド公園で調査をする際、市の職員を語り、住民に疑念を抱かせた。
- ③南中学校陸上部の部活動について、当事者に事実を確認することなく、一般質問を行い、議会レポートを戸別配布し、部のイメージを損ね、部員達を精神的に貶めた。
- ④ボランティアで行う陸上指導者に対する誤解を招くような発言を行い、本人の許可なく実名入りで活動レポートに文書を掲載した。

(3) 理 由

- ・住民を恐怖に陥れ、疑念を招いた行動は許しがたい行為であるため。
- ・身分詐称の疑いがあるため。
- ・子ども達が集中して、部活動や練習に打ち込める環境を取り戻すため。
- ・子ども達が倉田議員に対して、何らかの行動を起こす恐れがあるため。



3. 審査結果

- ・審査請求の適否 適合・非適合
- ・高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号 該当・非該当

【該当する事実の概要】

- ◇倉田議員は、令和3年1月9日（土）、1月16日（土）に、一般質問を行うため、フレンド公園を訪れ、高浜南中学校の陸上部の練習を見学したが、現地において身分や目的を明らかにしなかった。
- ◇「倉田りな つうしん」に抗議文が掲載され戸別配布されたことにより、高浜南中学校の陸上部員の中に、心に傷を負った子がいた。また、署名活動代表者の実名が許可なく掲載されたことにより、誹謗中傷を受けるなど迷惑をかけた。
- ◇倉田議員のフレンド公園における行動が、結果として市民に疑惑を抱かせるおそれのある行為とされ、署名活動が行われた。

4. 審査会の意見

「文書による嚴重注意」の措置を講ずるよう求める。

（理由）

- ・審査請求のあった4つの事案については、いずれも双方の言い分が異なっている。政治倫理基準の違反に対する数々の証言はあるものの、その存否までを決定的に裏付ける物的証拠は確認できなかった。
- ・ただ、倉田議員の行動が、市民に疑惑を抱かせた要因として、署名活動にまで発展させたことは、重く受け止める必要がある。
- ・議会、議場内における言動はもちろんのこと、議場外における言動であったとしても、疑惑を持たれるようなことがないように、議員として最大限配慮すべき必要はあったと考える。

（附帯意見）

- ・今回、高浜市議会において、はじめて政治倫理審査会を設置し事案を審査することとなった。
- ・審査にあたっては、議員としてだけでなく、人として守り行うべき道、道徳を政治倫理の概念に含め、一般的な概念にとらわれずに審議を進めてきた。
- ・本条例の制定は、平成21年に起きた一議員による事件を受けたことが発端で、高浜市議会議員一同が、二度と不祥事を起こさないとの誓いを改めて表明したものである。10年あまりでこの条例を実行しなければならない事態が生じてしまったことは、非常に残念でならない。
- ・本条例には、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とし、議員の責務として、議員は、市民全体の代表者として市政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならないことが明記されている。

- ・こうした事態が生じないよう、議員一人ひとりが条例制定の意義を再認識し、再度、市民に対し、誓いのメッセージを発信する必要がある。
- ・また、一般質問や現場確認など、議会内外における議員活動にあたっては、目的や自らの身分を明らかにすることの必要性や、その活動における影響の範囲をきちんと把握・配慮した上で、行動に移すことの重要性にあらためて気づかされた。
- ・さらに、今回の事案は、一議員が所属する団体に関する内容でもあった。審査会で審議されることにより、議員間の信頼関係が損なわれる恐れがあったことは否定できない。事前調整や配慮などが行われていれば、事態は異なる展開になっていたものと推測される。
- ・自らの行動がこのような事態を引き起こしたことを真摯に受け止め、迷惑行為を受けたとされる市民等に対しお詫びするなど、議員としての信頼回復に全力を注いでいただきたい。
- ・今回の審査請求により、審査会の委員はもとより、全議員が多くのことを学んだことと思われる。
- ・この度の、政治倫理審査会の経過と結果を踏まえ、あらためて自らの言動を省みていただきたい。そして、議員は、市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与するよう、議員活動に全力を注いでいただくことを切に願う。
- ・なお、今回の審査会の判断が、議員活動を制約するものではないことを申し添えておく。

別紙

1 審査会の設置

令和3年9月28日、議員4名（荒川義孝議員、神谷直子議員、小嶋克文議員、長谷川広昌議員）の連署をもって、高浜市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき審査請求書が議長に提出された。

議長は、その後、要件がそろっていることを確認し、条例に基づく審査の請求があったことを令和3年9月30日の各派会議において報告した後、高浜市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員8名を審査会の委員に指名の上、令和3年10月22日に当該事案についての審査を付託した。

□審査会委員（8名）

岡田 公作議員（高志クラブ）	柴田 耕一議員（青政会）
黒川 美克議員（新政会）	杉浦 辰夫議員（市政クラブ）
北川 広人議員（市政クラブ）	鈴木 勝彦議員（市政クラブ）
今原ゆかり議員（公明党）	内藤とし子議員（日本共産党）

2. 審査の経過等

審査会は、議長から審査に付託された当該事案が条例第3条第1項第1号の「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと」という政治倫理基準に違反する行為の存否について、公平かつ慎重に審査を行った。

【第1回審査会】令和3年10月22日（金） 全委員出席

冒頭、議長あいさつの後、条例第5条第4項の規定により、審査会の委員長に北川広人議員、副会長に柴田耕一議員が互選され、議長から審査会に審査事案が付託された。

その後、会議の公開・非公開について、審査請求書の内容等の確認、今後の審査会の日程（案）について協議した。

【第2回審査会】令和3年11月 5日（金） 全委員出席

条例第6条第3項の規定により、審査請求書提出者からの事情聴取として、審査事案について説明を受け、委員会における質疑の方法に準じ、一問一答方式で各委員と質疑応答を行った。

その後、審査請求の適否について意見交換を行い、挙手多数により、当該審査事案を審査会で審査することを決定した。また、次回の審査会において、参考人に出席を求め、事情聴取を行うことを決定した。

【第3回審査会】令和3年11月19日（金） 全委員出席

条例第6条第3項の規定により、参考人からの事情聴取として、参考人からの意見陳述の後、各委員と質疑応答を行った。また、次回の審査会において、関係議員である倉田利奈議員に出席を求め、事情聴取を行うことを決定した。

【第4回審査会】令和3年12月20日（月） 全委員出席

条例第6条第2項の規定により、関係議員である倉田利奈議員の弁明を、事前に提出された「弁明書」を朗読することにより行った。

その後、事情聴取等必要な調査を実施する予定であったが、高浜市議会議員政治倫理条例施行規程第7条第2項に規定されている「誓約書」を関係議員が提出しなかったため、事情聴取等必要な調査は行わずに、審議を進めていくことを、挙手多数により決定した。

関係議員の退席後、第2回及び第3回審査会における審査請求者、参考人からの意見聴取等の内容及び第4回審査会における関係議員の弁明を踏まえ、各委員が意見を発表した。また、次回の審査会において、審議及び審査結果報告書の検討を行うことを決定した。

【第5回審査会】令和4年 1月 7日（金） 全委員出席

審査結果報告書（素案）について、各委員から意見を聞き、内容の審議を行った。

政治倫理基準に違反する行為の存否について、条例第3条第1項第1号に「該当」とすることを、挙手多数により決定した。

求める措置の内容について、「文書による嚴重注意」とすることを、異議なしにより決定した。

【第6回審査会】令和4年 1月18日（火） 全委員出席

審査結果報告書（案）の最終確認を行い、議長に報告することについて、挙手多数により承認された。

3. 審査の結果に至る各委員の主な意見

○陸上クラブ代表者の主張は、一般質問や活動レポートで、南中陸上部や代表者氏を名指しで触れた、また、指導者の批判を行った。そのため、親の意向が働き、小学校で育成した中学生が、土曜日の活動も参加が数名になったことや、陸上そのものを続けられなくなってしまったこと。また、たかはま陸上クラブであることから、団体自体の信用を低下させ、小学生の部員まで、倉田議員からの仕返しが怖い、面倒なことに巻き込まれたくない保護者の心理が働き、子供の意思に関係なく、退部を申し出る選手が増えたそうである。これは結果として、子供たちの可能性を疎外し、また、陸上クラブの活動を妨害することになった。倉田議員の配慮不足が、結果を引き起してしまったことは事実である。

- 公として、他人のプライバシーを扱うことは非常に大きいと思う。不特定多数の自宅に配布されたことによる影響は非常に大きいと考える。実際に、署名活動代表者の実名が出て、その人の生活や人生、そして、平穩に暮らす御家族の暮らしにまで影響を与え、狂わせてしまっていると訴えている。
- 陸上クラブ代表者と荒川氏が、いかに真剣に陸上クラブについて、指導や子供の面倒を見てきたかについてはよくわかったが、倉田議員が迷惑をかけた証拠と言われるようなものは、客観的にみてもなかった。
- 政治的に署名を集めるということは、世間一般に起きている事柄として広がっていく。それを本人に承諾を得てからということとは出来ないというか、ないと思う。
- 3月5日の時系列については、南中学校3年生が心に傷を負っているようであったということに対して、校長先生に確認されたところがあるが、先生は知らなかっただけではないか。実際に、コーチや保護者の方は子どもの声を聞いている。
- 言った言わない、やったやっていないということではなく、子ども達が悲しい思いをしているということ、陸上クラブ代表者、保護者の方が、迷惑行為を受けたということについては事実である。実際に1,387人の方が署名をしている。
- 子供たちが心に傷を負ったこと、陸上クラブ代表者も生活が一変してしまったことに違いはない。倉田議員は間違ったことはしていない。教育委員会にも感謝されたと言われているが、市民が迷惑行為を受けたと訴えてみえるので、そのことについては、やはり、おわびをするべきだと考える。
- このようなことに発展すること自体が非常に残念だ。悪気がなかったとしても、初動のところで、市民に疑惑を抱かせる結果となったのは間違いない。個人によって受け止め方は違う。健全に生活すべき子ども達に、一連の報道で良い影響を与えていないと考える。議員としての立場で鑑みると、もう少し慎重に対応する必要があったのではないか。
- 双方の資料について疑念を持っている。もっと証拠や何かを特定して審査会を設置することが必要であったと考える。審査会でこの件を審議することは間違っている。審査項目に当てはまっていないと思う。これ以上議論を進めても仕方がないので、却下するのが正当だと思う。
- 中学生に対し、もう少し配慮することができなかったのか。事実なら何を書いてもいいというのは、議員としてどうかと思う。
- きちんと誓約書を書いていただき、きちんと弁明して欲しかった。
- 議員の議会内外における議員としての活動について、条例によって審査の対象とすることは、条例の趣旨に反している。
- 誓約書を提出されないなど、審査会に対して関係議員の協力が無い。
- 議員として、他の議員が目にとまらないところにしっかりと目をつけて一般質問をされたということは理解する。関係する方々全てが一般質問に対して理解していただければ不利益を得る可能性があるということが、今回判明したと思う。一般質問を禁止するわけではないが、やり方に何らかの問題があったという気がする。